

報告第2号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

平成27年6月5日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 2 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日

三田市長 竹 内 英 昭

（専決処分すべき事項）

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 26 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和 39 年三田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「又は第 28 項」を「、第 28 項又は第 30 項から第 33 項まで」に改める。

付則第 15 項を付則第 16 項とし、付則第 14 項中「第 11 項、第 15 項から第 22 項まで、第 24 項、第 26 項、第 30 項、第 34 項、第 35 項若しくは第 40 項」を「第 13 項、第 17 項から第 24 項まで、第 26 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 37 項若しくは第 42 項」に、「第 28 項」を「第 30 項から第 33 項まで」に改め、同項を付則第 15 項とする。

付則第 13 項中「付則第 3 項及び第 5 項」を「付則第 4 項及び第 6 項」に、「付則第 3 項及び第 6 項」を「付則第 4 項及び第 7 項」に、「付則第 4 項、第 6 項及び第 7 項」を「付則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」に、「付則第 6 項から第 8 項まで」を「付則第 7 項から第 9 項まで」に、「付則第 8 項」を「付則第 9 項」に、「付則第 9 項から第 11 項まで」を「付則第 10 項から第 12 項まで」に、「付則第 10 項」を「付則第 11 項」に改め、同項を付則第 14 項とする。

付則第 12 項中「これらの規定」を「同条」に改め、同項を付則第 13 項とする。

付則第 11 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同項を付則第 12 項とする。

付則第 10 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同項を付則第 11 項とする。

付則第 9 項の前の見出しを削り、同項を付則第 10 項とし、同項の前に見出しとして「(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

付則第 8 項（見出しを含む。）中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同項を付則第 9 項とする。

付則第 7 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に、「付則第 3 項」を「付則第 4 項」に改め、同項を付則第 8 項とす

る。

付則第6項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、「付則第3項」を「付則第4項」に改め、同項を付則第7項とする。

付則第5項中「付則第3項」を「付則第4項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を付則第6項とする。

付則第4項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を付則第5項とする。

付則第3項の前の見出しを削り、同項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項を付則第4項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

付則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を付則第3項とする。

付則第1項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第18項の条例で定める割合)

2 法附則第15条第18項に規定する市の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市の条例で定める割合は5分の3)とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第2項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第18項に規定する家屋に対

して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。